

## 船橋市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨にのっとり、入札及び契約手続の透明性を高め、公正な競争を確保するため、入札及び契約過程に係る苦情の適切な処理手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる工事は、市が発注した建設工事とする。

(苦情処理)

第3条 入札及び契約過程に係る苦情処理は、次により行う。

- (1) 契約を主管する課長及び工事担当課長は、入札及び契約過程に係る苦情があった場合は、適切に説明するものとする。
  - (2) 前号の説明に対し不服のある場合には、書面によりその苦情の申立てを受け付けるものとする（以下「一次苦情申立て」という。）。
  - (3) 前号の一次苦情申立てに対する回答に対し不服のある場合は、再度の苦情の申立てを受け付けるものとする（以下「再苦情申立て」という。）。
- 2 苦情の申立ての窓口は契約を主管する課とする。
- 3 市長は、苦情の申立てができる旨の教示を掲示するものとする。

(一次苦情申立て)

第4条 一次苦情申立てができる者及び申立てができる範囲は、船橋市建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）で、入札及び契約の方式に応じ、次のとおりとする。ただし、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けている期間にあっては、一次苦情申立てができる者から除外する。

(1) 一般競争入札

当該入札の落札候補者で、入札参加資格要件を満たしていないと判断された者で、当該判断に不服がある者は、市長に対して、入札参加資格要件を満たさないと判断した理由について説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

当該入札と同一の業種に登録がある有資格者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由について説明を求めることができる。

(3) 随意契約

当該契約と同一の業種に登録がある有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(一次苦情申立ての方法)

第5条 一次苦情申立ては、次に掲げる期間内に、書面により市長に対して行うことができる。

- (1) 第4条第1号に掲げる苦情  
連絡を受けた日から起算して3日(閉庁日を除く。)以内
- (2) 第4条第2号に掲げる苦情  
当該入札の結果を公表した日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内
- (3) 第4条第3号に掲げる苦情  
当該入札の結果を公表した日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内

2 一次苦情申立ての書面には、申立者の住所、会社名及び代表者名、申立ての対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載、押印するものとする。

(一次苦情申立てへの回答)

第6条 市長は、一次苦情申立てがあった場合は、次に掲げる期間内に、書面により回答(以下「一次苦情回答書」という。)するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができる。

- (1) 第4条第1号に掲げる苦情  
受理した日から起算して3日(閉庁日を除く。)以内
- (2) 前号以外の苦情  
苦情を申立てることができる最終日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内

(一次苦情申立ての却下)

第7条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

2 市長は、一次苦情申立てを却下したときは、速やかに一次苦情申立てを行った者(以下「一次苦情申立者」という。)に却下する旨の通知(以下「一次苦情却下通知書」という。)をしなければならない。

(一次苦情処理結果の公表)

第8条 市長は、一次苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、一次苦情申立ての書面及び一次苦情回答書又は一次苦情却下通知書を速やかに公表する。

(再苦情申立て)

第9条 一次苦情回答書を受け取った一次苦情申立者であって、一次苦情回答書による説明に不服がある者は、市長に対して、再苦情申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての方法)

第10条 再苦情申立ては、市長から一次苦情回答書を受け取った日から起算して7日(閉庁日を除く。)以内に、書面により市長に対して行わなければならない。

2 再苦情申立ての書面には、申立者の住所、会社名及び代表者名、申立ての対象となる工事、不服のある事項並びに一次苦情回答書に対する不服の根拠となる事項について記

載、押印するものとする。

(再苦情申立ての審議依頼)

第11条 再苦情申立てがあった場合は、市長は速やかに船橋市入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第12条 市長は、再苦情申立てを行った者（以下「再苦情申立者」という。）に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に回答（以下「再苦情回答書」という。）するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

2 前項の回答を受けた再苦情申立者は、当該申立てについて、本要領に基づき再度の苦情申立てをすることができない。

(再苦情申立ての却下)

第13条 市長は、入札監視委員会から再苦情申立てを却下する旨の決定を受けたとき及び入札監視委員会運営要領第7条第1項の規定に基づき再苦情申立てを却下したときは、速やかに再苦情申立者に却下する旨の通知（以下「再苦情却下通知書」という。）をしなければならない。

(再苦情処理結果の公表)

第14条 市長は、再苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、再苦情申立ての書面及び再苦情回答書又は再苦情却下通知書を速やかに公表する。

(入札手続の執行)

第15条 一次苦情及び再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。